

第二十二回国会
衆議院
文教委員會議録第十九号

昭和三十年六月二十四日(金曜日)

午前十時五十八分開議

出席委員

委員長 佐藤次郎君

委員 赤城 宗徳君 並木 芳雄君

委員 坂田 道太君 理事 竹尾 式君

委員 辻原 弘市君

委員 杉浦 武雄君 野依 秀市君

委員 藤本 捨助君 米田 吉盛君

委員 島上善五郎君 野原 覺君

委員 山崎 始男君 小牧 次生君

委員 平田 ヒデ君 小林 信一君

出席國務大臣

文部大臣 松村 謙三君

出席政府委員

文部政務次官 寺本 廣作君

文部事務官(大 學事務局局長) 稻田 清助君

文部事務官(社 会教育局長) 寺中 作雄君

文部事務官(文部事務局局長) 小林 行雄君

委員外の出席者 専門員 石井 勘君

六月二十三日

委員高村坂彦君辞任につき、その補

欠として松浦周太郎君が議長の名で

委員に選任された。

同月二十四日

委員木下哲君及び伊藤郷一君辞任に

つき、その補欠として大西正道君及

び加藤謙五郎君が議長の指名で委員

に選任された。

本日の会議に付した案件

連合審査会開会に関する件

第一類第六号 文教委員會議録第十九号

昭和三十年六月二十四日

第一類第六号

文教委員會議録第十九号

昭和三十年六月二十四日

博物館法の一部を改正する法律案

(内閣提出第八八号)(参議院送付)

日本学校給食会法案(内閣提出第九

九号)

危険校舎改築促進臨時措置法の一部

を改正する法律案(内閣提出第一〇

一号)

公立小学校不正常授業解消促進臨時

措置法案(内閣提出第一〇八号)

昭和二十七年九月三十日以前に給与

事由の生じた旧財団法人私学恩給財

団の年金の特別措置に関する法律案

(内閣提出第一〇九号)

学校教育に関する件

社会教育に関する件

○佐藤委員長 これより会議を開き

博物館法の一部を改正する法律案、

日本学校給食会法案、危険校舎改築促

進臨時措置法の一部を改正する法律

案、公立小学校不正常授業解消促進臨

時措置法案、昭和二十七年九月三十日

以前に給与事由の生じた旧財団法人私

学恩給財団の年金の特別措置に関する

法律案、学校教育に関する件、社会教

育に関する件を一括議題とし、前

会に引き続き松村文部大臣及び政府委

員に質疑を行います。並木芳雄君。

○並木委員 給食についての質問であ

りますが、このたびアメリカから千二

百万ドル相当額の粉ミルクと棉花の贈

与を受けることになりました。衆議院

は先般この条約に承認を与えたのであ

ります。近くこれは実施を見ることに

なると思いますが、この粉ミルクの配

給の方法それから棉花の用途について

着々当局も計画を進められておると思

いますが、この際具体的にその内容を明

らかにしていただきたいと思ひます。

○小林(行)政府委員 先般当院で協定

に御承認をいただきましたこの余剰農

産物の基本協定によりまして、通常の

輸入の分に合わせまして、農産物の現

物贈与ということがございます。これ

は学校の児童の福祉計画を期待する

というためのものではないかと。大体千

二百万ドルの小麦及び脱脂粉乳、それ

から三百万ドルの棉花、こういうこと

に協定がなっておりますので、この千

二百万ドルの小麦及び脱脂粉乳の内訳

につきましては、文部省といたしまし

てもいろいろ計画を立ててみたのでご

ざいですが、まだ確定的な数量という

ところまでは行っておりません。しか

し学校給食の給食計画の上からいたし

まして、大体小麦については一万吨程

度、それから脱脂粉乳につきましては

七千トン程度のものを入れた。そし

て小麦につきましては通常輸入の分と

合せましてプール計算をするという考

えております。従つて値段は通常輸入

される分とこの贈与の分と平均的な値

段で配給されることにならうかと思ひ

ます。ただ贈与と申しましては御承知

の通りアメリカの岸渡しは無償という

ことでございまして、従つてアメリカ

から日本に持つて参ります輸送費、そ

れから積みおろしあるいは倉庫の保管

その他の経費は、日本側でこれを負担

しなければならぬことになるわけで

ありまして、いわゆる学童の口まで全然

無償で配給されるということではない

のでございまして。それからミルクの方

につきましては、大体年間一萬九千ト

ン程度のミルクを、ことしの学校給食

計画では予想をいたしております。今

度入りますものが大体七千トン程度で

ありますので、さらに一萬二千トンは

贈与以外のもの調達しなければなら

ぬということになるわけでございま

す。従来アメリカから有償で輸入して

おりましたのが大体一万吨程度でご

ざいまして、この余剰農産物の協定の

基本的な条件をいたしまして、従来の

輸入分は減らさないというところが一つ

の条件になっておりますので、従来輸

入しておりました一万吨程度のもの

はこれを継続する、あと残りの二千ト

ン程度の脱脂粉乳はできれば国内産の

脱脂粉乳をこの際学校給食の線に乗せ

たいというふうに考えておるわけでご

ざいします。

それから棉花の方につきましては、

贈与される三百万ドルの棉花、これは

大体一萬五千俵程度だと考えておりま

すが、これを一部分加工費に回すため

に処理いたしまして、これで服をこし

らえるわけでございまして。そうしてそ

のでき上りました服を文部省が受け取

りまして、それを府県の教育委員会を

通じて学童に配給したい、大体かよう

に考えておるのであります。

○並木委員 このたび約七千トンに相

当する脱脂粉乳が輸入されると、内地

の酪農を圧迫するのではないかと

声がありますけれども、従来輸入して

おりました一万吨に対して七千トン

新たにふえるのか、それとも今までの

一万吨の輸入のほかに内地のミルク

を七千トンに相当する分をつけ足して

児童に配給しておったものかどうか。

つまりこの七千トンが来ることによつ

て今まで内地から買い上げておったも

のが減るといふことであれば、これは

多少影響を及ぼしますけれども、その

点はいかがでございましょうか。

○小林(行)政府委員 大体従来は学校

給食には国内産の脱脂粉乳を全然使用

しておらなかったでございまして。こ

れは御承知かと思ひますが、国内産の

脱脂粉乳が輸入の脱脂粉乳に比べま

して、実は値段がかなり高いのであり

まして、学校給食の父兄負担がこれで非

常に高まるということになりますと、

学校給食の普及ということから非常に

問題になって参りますので、実は学校

給食に国内産の脱脂粉乳を使つてお

らなかつたのでございまして。ただ先般こ

の輸入分がとぎれたことがございま

して、その際約五百トンの国内産の脱脂

粉乳を使用いたしたのでございまして。

先般給食関係で脱脂粉乳によつて中毒

事件を起しましたのが、実はその五百

トンなのでございまして。今回七千ト

ンを輸入することになりましたも、国内

産の脱脂粉乳の製造あるいは消費等を

圧迫するようなことは実はなかつたか

と思つております。と申しますのは、年

大体内産の脱脂粉乳の生産量は、年

一

間現在五千五百トンないし六千トンと見込まれておられるわけでございますが、このままでありますと、かなり剰余を生ずる計算になるかと思ひますが、そのうち二千トンを学校給食の線に乗せていくことになりますれば、学校給食を通じて国内産の脱脂粉乳の生産には相当寄与し得ると、実は私もこれは考へておるわけでございます。

○並木委員 その点はつきりいたしました。それならば私は学童に脱脂粉乳を使わせることによってだんだん食生活の改善に役立っていつて牛乳に対する需要がふえてくると思ひますから、むしろ内地の酪農を奨励することになる端緒をつかんだものということができるでしょう。そこでお伺いします。が、大体どのくらいの数量が一人当りの児童に年間を通じて渡す予定ですか。そしてその値段はどのくらいに予定しておりますか。

○小林(行)政府委員 先ほど申しましたように、脱脂粉乳につきましては一万九千トン程度を年間で消費するという計画でございます。大体現在の学校給食の基準によりまして、一回が大体一合ということに予定されておりますが、これは給食をやっております学校によりまして給食の態様がいろいろ違つております。週に一回やるところ、四日やるところ、あるいは三日やるところ、それから必ずしも基準に合っていない私的な給食をやつてるところ等も非常にございますので、平均大体どれだけというようなことは、ちょっと申し上げられないのでございますが、文部省の基準では一ポンド大体二十回で給食するという計算を一応立てております。

○並木委員 ござさくばらんに知りたひのは、児童一人当りに年間を通じて平均幾らの数量が渡る勘定になるか、その場合にその値段は幾らになるか。平均でそういう計算は出ませんか。具体的にどういう学校に、どういうふう配給するかと、このことは検討を要する問題と思ひますけれども……。

○小林(行)政府委員 値段の問題は通常の輸入分、それから贈与分、それと先ほど申しました国内産の脱脂粉乳をプールの計算いたしますので、従つて七千トンの贈与分だけの値段が低くなりましても、輸入分あるいは国内産の脱脂粉乳を乗せるということから、それほど安くはならないと考えられるわけですね。大体一ポンド当り十八円程度になるのではなからうかと思ひます。

○並木委員 そうすると、一ポンド当りが十八円として、二十回ですから、一回が一円足らずということですね。一年を通じて一人当りがどのくらいになるのですか。

○小林(行)政府委員 大体一年間に九十円ないし百円ということですね。
○並木委員 そうすると、一回が一円、ごく大ざっぱですが、三日に一回くらい割合で配給になるのですね。なぜ私がそれをお伺いするかと、国内の酪農振興策と相俟つて、内地でできる牛乳を学童に飲ませるようになりかけていったらどうだろうという声です。今どのくらいに当るのだから、十分回るものであるならば、内地の牛乳を飲ませる余地がないじゃないか、しかし今くらいの程度だったなら、内地の酪農振興の一環として、処理した衛生牛乳をなまのままで飲ませることも考えられますが、文部省としてその点何らか考へておられますか、お伺いしておきたい。

○小林(行)政府委員 栄養的の面から申しますと、脱脂粉乳よりは生乳の方が栄養価も高いわけでございます。従つて給食の線に生乳が乗つてくると、このことは、文部省としても歓迎すべきことだと考へております。従来も、この生乳が比較的手堅に入手できるところでは、できるだけ生乳を使うようという指導も実はいたして参つておりますが、比較的手堅に入手し得る、こういう地帯は酪農地帯に実は限られますものだから、なかなか一般にこれが普及するということにはなっていないのでございまして。しかし先ほど申しましたような栄養的な面も考えられますので、これは値段とのいろいろな問題になつてくると思ひますけれども、文部省としては、そういう生乳も将来学校給食の線にできるだけ取り入れていきたいということ、農林省ともいろいろ連絡をしまして、そういう方向に進めたいというふうに考へております。

○並木委員 生乳に対しては従来補助金は出されておりましたか。何らかの形で学校給食に対しての値段を安くする政府の補助というものについて、この際実績を明らかにしておいていただきたい。

○小林(行)政府委員 なほ牛乳につきましては、国としては従来補助という制度はございません。本年から国内産の脱脂粉乳を学校給食の線に乗せるために、農林省の予算にある程度の補助

金が計上されておるのでございまして。○並木委員 給食に従事する作業員でございませうけれども、これは各学校とも円滑にかつ公平に行われておりますでしょうか。作業員の給料というものは、これはやはり国または都道府県で持つべきものと思ひますけれども、この負担はどういうふうになつておりますでしょうか。学校によつては三人あるいは四人ぐらい必要などころもあると思ひます。その点いかがでしょうか。

○小林(行)政府委員 学校給食の関係の作業員につきましては、これは学校給食法によりまして、設置者が一応負担するという建前になつております。しかしいろいろ町村等の財政の状況等もございまして、十分な人数が確保されないというようなことも実際にあるうかと思つております。いろいろ学校等によりましては、一部分をPTAの人がお手伝いをしておる、あるいはPTAの経費でもつて作業員の給与をある程度応援しておるというようなこともあるやに聞いております。

○並木委員 なかなか苦しい財政のもので、その負担を全部国で持つべしということも困難な事情があるでしよう。従つて私は今度のこの脱脂粉乳の配給あるいは綿花からできるところの繊維製品の配給等を通じて、それが公平に配給をされるならば安くして一律の値段でもよいのですけれども、地理的の關係その他で必ずしも平均の配給ができないかも知れません。そこに配給の分量に差等が出るようなことが起るのではないかと、片一方は食べ物でもありまして、そういう場合に一定の基準を設けておいて、その基準を越えて配給を受けたところは、一種の恩恵を受

けたものとみなして、その分に対する配給値段というものは一割とか二割とか上げてよいと私は思ふのです。そのうしない、その一定の基準に達しない配給の学校では児童が不平を抱くわけですね。それを一種のプール計算のような形で配給に二重価格を設けて、これは確かに特典であるというふうなところには高い方の値段を適用をして、その金を積み立てておいて、作業員に対する給料の補助その他学校給食の円滑なる運営に使うための基金としたらどうだろうという一案を持っておりますが、こういう点についてはいかがでしょうか。

○小林(行)政府委員 先ほど来御説明申し上げましたように、贈与を受けましてもそれ以外の輸入分、それから学校給食計画としましては、国内産の脱脂粉乳等の三つのものをプールで計算いたしまして、それを大体全国一律の値段で配給するという計画でございまして。従つて、ある地方には贈与分が非常に多く行き、ある地方にはほとんど行かないというようなことは、私も実は想像はしておらないのであります。値段は一率の値段でございまして、二重価格というようなことは現在考へておりませんので、学校給食のための基金というところも一つのお考えかと思ひますが、私もそれは現在そういうことは考へておりません。

○並木委員 それでは私の希望になりますが、要するに学校によつて、PTAの方まで勤務労任をしなければならぬというところ、また地方財政の豊かなところでは、その地方自治体の費用をもつて作業員を雇つてできるといふようなことがあると、やはりこれ

は不公平になりますから、将来の問題として、国としても何とかして作業員は公平にかつ潤沢に——これも教育の一環でありますから、りっぱな作業員が配置されるように心がけていただきたいと思うのであります。この点について政務次官から御答弁願いたい。

○寺本政府委員 学校給食を強力に推進するために、炊事を担当される人々の人件費について、非常に思いやりのある御質問でございました。この点につきましては、財源措置も必要なことでございますので、これからの問題として十分研究させていただきます、かように考えております。

○野原委員 関連して……。ただいま並木委員の御質問になりました学校給食に関する作業員でございますが、私聞き漏らした点があればまた恐縮ですけれども、重ねて御答弁いただきたいと思ひますのは、学校給食に関する作業員は、身分は一体どこにあるのか、これは設置義務者にあるのかどうか。そしてそれは法的に一体どのような規定されておるか。学校給食の作業員は今日の法備ではどのように規定されておるか。その点についてお尋ねいたします。

○小林(行)政府委員 正規に市町村の経費で持たれておりますところの学校の職員の一部でございます。学校で、たとえば用人と申しますが、小使さんというようなものもいろいろございまして、そういう職員と同様の扱いを受けることになっております。

○野原委員 法的に規定されておるところの学校職員の一部分である、こういうことになりまして、給与の責任者は当然市町村立学校の設置者にある、

このように考えて差しつかえございせんか。

○小林(行)政府委員 お尋ねの通り設置者でございます。

○野原委員 そうなりますと、はなはだ問題があるのであります。現実には各学校で給食の作業員を雇っておりますけれども、その給与は設置者から出ない。設置者から出されないで、PTAがその給与を、三千元、四千元というきわめて少額のものを出してございまして、この点について一体どのような見解を文部当局は持ちになられますか、お尋ねいたします。

○小林(行)政府委員 ただいま御指摘のように、市町村の財政によつてはなかなか十分な人数の作業員というものが置かれないというのが実情でございます。文部省としては、給食の重要性から考えまして、できれば必要最小限度の作業員だけは、それぞれ市町村で置いてもらいたい気持もあるわけでございますが、地方財政等からいたしまして、どうしてもできないものはやむを得ないことではあると思つております。ただ理想としては、やはりできるだけ市町村の正規の線で設置してもらいたいというふうに考えておる次第であります。

○野原委員 そうしますと、文部当局としては、給食の作業員が、設置義務者から出されてないということを今日までお認めになつてこられたのでございまして、お尋ねします。

○小林(行)政府委員 先ほど私が申しましたように、中にはPTA等で作業員の給与を一部分負担しておるといふようなものもあるやに承つておりま

す。そういうことは、現実あることと私どもも想像いたしております。

○野原委員 私はその点はなほ不満であります。管理局長の答弁にはなほ不満です。法的には学校職員と規定されておる者が、PTA等で一部分負担されておるやに思うというように、そういうふうにあつたかと思ひであるならば、なぜこれを調査してこれに対する救済の措置をすみやかにとらないのか。また、今日給食の作業員は、御承知かと思ひますが、朝の出勤はほとんど教職員と同じ時刻に出勤をするのであります。そうして二千名から三千名という非常に大きな小学校におきましても、十人程度の作業員でそれだけの給食を一切まかなつており、その業務の負担は実に深刻なものがあるのではありません。しかしながら食つていけないものでございまして、PTAから雇われて、二千元、三千元といううな非常に低い給与で、健康保険の施設も何も受けない。そういう状態に置かれて今日の学校給食が運営されていくというところは、はなはだ不満にたえない。そこでお尋ねをいたしますが、文部省は今日まで、市町村に対して、学校給食作業員について、何らか考えてやれという御通牒を出されたことが、かつてあつたか、お尋ねいたします。

○小林(行)政府委員 これは御承知の通り、実は従来は、学校給食に従事する職員につきましては、実施学校ごとに非常にばらばらであつたのでございまして、昨年学校給食法ができましたが、初めて法的な基礎もできて、その後次第にだんだん作業員については充実してきているのが実情だと思ひま

す。文部省といたしましては、この学校給食法ができました以後、各府県の学校給食の主管課長会議等でも、学校給食の作業員については、できるだけ充実してもらいたいということを機会あるごとにいろいろと指示をいたしております。

○野原委員 その指示は文書で出されておりますか。

○小林(行)政府委員 口頭の指示でございまして、口頭で会議のときに指示をいたしておるのであります。

○野原委員 口頭の指示では私は了解できないのであります。口頭の指示ではその周知徹底はなほだいがなほのかと私は考えます。今日法的に給食作業員は学校職員の一部分であるし、学校給食というものが、教育的に見ても、子供の健康管理の上から見ても非常に重要であり、しかも莫大な金を国は学校給食に出してゐる。こういう重要な面を今日担当して参るときに、いよく、給与についても保障してやる措置をとるべきであると思ひますが、この点について政務次官より、文部当局を代表した責任者としての御見解を私は承わりたいのであります。

○小林(行)政府委員 先ほどの御説明を補足して申し上げますが、これは、学校給食の主管課長会議等のあることに実は指示をいたしておりますし、昨年の九月には、学校給食の実施に関する基本的な通牒を出したことがございまして、その中にも、学校給食の運営のための組織をできるだけ確立して、在学の子供に適切なような員数の調理等の従事職員を充てるだけ置くよう

に努力してもらいたいということを、はつきりと書面でも通牒を出しております。

○寺本政府委員 学校給食に必要な従事員の費用負担の問題でございまして、先ほど来局長が申し上げておりました通り、市町村の負担にするように、会議の都度指示をいたしておるということでございます。ただ学校給食法ができた一年でございまして、また沿革的に申しまして、学校給食の従事員につきましてはPTAの者が勤勞奉仕をするとか、PTAが一部の費用を負担する、町村が全部を出しているような例もあるし、また私に、失業対策事業で市町村が雇つてゐる人を学校給食の炊事婦に向けているといううな実例もあるやうに聞いております。かように沿革的に見まして、いろいろの方法でとにかく学校給食が進められてゐるの、今の実情だろつと考へます。それでこれを将来制度化していくといううな考え方から、この職員の費用は市町村の負担とするといふことが法律で定められたやうなわけでございますので、この法律の趣旨を生かすやうにこれから工夫し、努力して参りたい、かように考えております。

○野原委員 はなはだ大事ですから、私がもう一度具体的に承つておきたいと思ひますことは、単に給与だけの問題ではないのです。たとえば健康保険の問題でもあると思ひます。それから退職後のいわゆる退職金の問題もあると思ひます。法的に学校職員といふことであり、しかもその任務が非常に重要な面を占めてゐる。単に失業対策として雇われたやうな者では、私

はたくさんの子供の命を預かるこの重

要な給食作業というものはできないと思う。そういう点についても、たとえば採用するについても、その資質、水準というものを相当高く見て採用をするということになっていなければ、これはもうそこを過ぎますから、そうしなければならぬ。そういう点があるから学校職員というところにしたと私も考えますので、身分、給与、健康保険、退職金一切の面についてすみやかに法的な保障が得る措置を、文部当局としてとっていただきたい、このことを私は要望いたしておきます。この点について重ねて政務次官の御所信を承わっておきたいと思っております。

○寺本政府委員 ごもつとも御意見でございます。十分御趣旨に沿うような具体的な方法を見出すように努力いたします。

○並木委員 私質問しようと思ったことをたまたま今野原委員が言ってくれたので非常に心強く思いました。従ってその点は省略いたします。確かに給食に従事する作業員の身分というものを考えまないと、これは将来事故が起ったときに、だれが責任を持つか、なかなか大へんな問題が起ると思うのです。たとえば食中毒を起した場合、そのときの責任のあり方なんということも、この際明らかにしておく必要があると思ひます。先般私の方の近くでワクチンの注射で事故が起りまして高熱を出した場合でも、厚生省と東京都でどっちに責任があるかということはいふんもめましました。まだあれは解決がつかないのだそうです。こういうことは決していいことではありませんから、予測したくないのでありますけれども、万一今後給食の過程において、

児童が集団中毒を起したような場合に、終局的責任をどこでとるか。具体的にだれが悪かつたとか、どこに欠陥があつたとかいうことはすぐわかりませうけれども、どこに責任があるかわからないという水かけ論で終る場合のまゝ起りやすいと思ひますので、その場合最終に責任をとるところはどこか、これをきめておいていただきたいと思ひます。被害を受けた方では、給食があつたからこういう中毒をこうむつたのだ、給食がなければこういう中毒はこうむらなかつたのだ、どこでもかまわなからこの損害を賠償してくれ、こういう気持が起るのはいつても思ひます。そのときに、いつでも手つとり早く何らかの見舞をし、被害の賠償をする制度を作っておかないと、これは全国に及ぼす影響が大いと思ひます。ですからその対策の一つとして児童災害保険というやうなものも考えられるのじゃないか。これは野原委員や辻原委員も前から強く要望しておる一つでございますが、あらゆる災害に備えて児童災害保険というやうなものも考えられるのじゃないかと思ひますが、最終の責任はどこにあるかというところ、その対策はどうするかというところ、この際明示していただきたいと思ひます。

○小林(行)政府委員 御承知のように学校給食と申しまして、パンあるいはミルク、それからそれ以外の副食というやうなものがまじり合つたものであつたわけでございまして、従つてそのいずれかで中毒が起るといったやうな場合には、その責任がどこにあるかということ、実は学校給食実施の主体がどこにあるかということに法的にはなつて参ると思ひます。材料を使ひますものは、副食等は、実はそれぞれの学校が自主的にきめておられますし、それから給食そのものが学校教育の教育計画の一環として行われておられます、学校の設置者の目的に大体合せてやつていくということになつて参りますので、法的に申しますれば、学校給食の最終的な実施主体ということになります。学校給食の実施主体は学校の設置者ではなからうというふうに一応考へておきます。もちろん文部省としましては、ただいま申しましたやうなことでございまして、全責任がないのだというふうには申し上げるつもりではないのでございまして、できるだけそういう中々等々の起らないやうに、栄養的な面、衛生的な面につきましても、できるだけこまかい指導はしていくつもりでございます。なお将来児童災害補償制度というやうなものが考えられる際には、そういった学校給食による児童の災害補償というやうな面についても十分研究して参りたい、かやうに考えております。

○並木委員 次官にお尋ねしておきますが、今のやうな意味において児童災害補償というものをすみかに立案していただきたいと思ひますが、その御意思ありやいなや明らかにしていただきたいたと思ひます。

○寺本政府委員 学校給食から事故が起つた場合の責任を明確にし、あわせてその補償方法を講じておくやうにという御質問でございます、その責任の所在については、ただいま管理局長から一応お答え申し上げたところでございまして、ただ学校給食から事故が起つた場合の責任といつてもいろいろあると思ひます。行政上の責任もあり、民事上の賠償責任もございまして、いろいろの責任があるのだと思ひます。行政上の責任は事故が起つた場合の原因いかんによる——パンが腐つて腐敗しておつたというやうな場合とか、ミルクに先日の国内産の粉乳を配給した場合のやうな事故が起つたというやうな場合、それから副食物に原因して事故が起つたやうな場合、ないしは炊事婦の健康上の問題から事故が起つた、保菌者であつたというやうな場合とか、いろいろなことが考えられます。その場合に行政上の責任がどこにあるかということ、やはりその発生した原因のいかんによつて變つてくるのだと思ひます。お尋ねの趣旨の半分は、民事上の補償賠償をどうするかという点であらうと思ひますが、学校給食から起つた事故が故意、過失によるやうな原因から起つたものであれば、当然それぞれの場合に應じて賠償すべきものだと思ひます。この問題は、先日紫雲丸事件が起りましたときの補償について、国家補償の方法を考へろということでございますので、私も何も何らかの方法はないものかと、思つて目下鋭意研究中でございます。いろいろの方法が考えられるのでございまして、設置者が学校の管理をし、学校給食の管理をしておるので、一応設置者の民事上の責任が、黙つておれば当然問われる場合が多いと思ひますが、かやうな場合に設置者が相互保険のやうな格好で、一つの組合を作つて掛金をかけて保険をするというやうなことも考えられますし、また設置者のやうした相互保険に対して国から何らかの援助をするというやうな方法、そ

れから修学旅行のやうなものになりまして、これは学校費用の積み立てと合せて、児童自体の相互保険のやうな方法も考えられるのではないかと、いろいろの方法が考えられますが、まだ学校の管理権の問題やら、責任の所在の問題、他の社会保障との関連、そういうものを研究中でございまして、結論に達していません。何らかの方法はないかということ、鋭意努力中でございまして。

○並木委員 よろしうございまして。それじゃそれは検討を急いで、結論を早く出していただきたいと思ひます。それからもう一点だけこの給食についての質問でございますが、牛乳類は味はつけて配給する予定ですか。つまり甘くしてやるのかどうか。これは小さい問題ですけれども、もし砂糖を使うとなると、なかなかその費用はばかになりません。どういふふうにして配給するのか。もし甘くして配給するのだつたらその砂糖の代はどうなるか。こまかいやうで案外大きい問題ですから確かめておきたいと思ひます。

○小林(行)政府委員 従来も脱脂粉乳の配給につきましては、砂糖を加えて配給するやうなことはいたしておりません。学校によりましては砂糖を加えてやつておるといふやうなところもございまして、栄養の専門家等に言わせると、あまり砂糖を加えるというやうなことは必ずしもよくないというやうな結論になつておるやうでございまして、いずれにいたしましても配給は脱脂粉乳そのままでやつていくということになつております。

○並木委員 そうすると、それに味を
つける場合には各学校当事者の方が任
意に実行するという事ですか。費用
もそこで負担するという建前ですか。
○小林(行)政府委員 この脱脂粉乳は
なまのままで配給しておりますので、
調理と申しますか、それは大体学校で
自主的にやるということになっており
ます。従って砂糖を加えるというよう
なことがもしありますれば、それは
学校の給食費の中でやることになり
ます。

○並木委員 それだけではつきりして
も、また将来不都合が起ったときには
別途に要望いたします。

それでは小林委員から今関連質問が
あるということですが、それと、それが綿
花のことであるといいますが、私綿
花のことについて一だけ質問して、
あと小林委員に譲りたいと思います。

実は、先ほど局長から綿花を加工し
て困っておる児童に配給をしたいとい
うお話がございましたが、これは是非
常に慎重にやる必要があると思いま
す。製品にして、着る物にして配給を
いたして、ことにそれが貧困の児童だ
けにしか行き渡らない数量であるとす
る問題です。全部に渡るならいいと
思います。学童全部の一種の制服のよ
うになって、着たい人は着るし、着た
くなければ着ないというのならいい
のですけれども、着ている人が貧困家
庭の児童だけということになると、
着ている者によつてそこに差別がつく
わけです。ちよつと今机上で御想像に
なつてもわかると思うのです。あああ
れはうちが困つておるところの子供な
んだということが——これはおとなの
間にはそんな偏見はございませんけれ

ども、もし児童同士の間で劣等感を与
えるようなことがありますならば、こ
れは教育上私は大問題になると思う。
その心配はないかどうか。もしありと
するならば、私は、対策として加工品
にして配給せず、綿花の切符とかな
んとかにして、そうしてその切符を
持つていけば、どの洋服店でも自由
に好きなものが買えるというように配
給切符、クーポン制度のようなものは
いかがでしょうか。こういう一つの腹
案を持つておるのでございますが、お
尋ねをしてみたいと思います。

○小林(行)政府委員 現在のところ、
大体先ほど御説明申し上げましたよ
うに、アメリカの贈与による原綿は製
品にして、これは非常に衣料に困窮し
ておる比較的生活程度の貧しい者から
配つていきたいというふうな考へてお
ります。もちろん中にはそういう
ものを希望しない者も出られるとい
うようなことになりますれば、そうい
うものがいわゆる貧困家庭以外の者にも
回つていく計算になると思ひます。し
かしいずれにいたしましても、やはり
一番学童の衣料ということに困難をし
ておるといふ面は無規でできないと思
ひますので、順位をつけますれば、ま
ず比較的衣料に困難しておる貧困家庭
の方に優先順位をつけまして配給した
い。もしこのところで必ずしも予想し
たほどの数量だけの希望がないとい
ふこともあれば、それ以外の一般児童
にも行き渡ることが考えられると思ひ
ます。ただ御指摘のように、そういった
場合に、これは貧乏人の子供なんだと
いうことで、それを着ることによつて
劣等感を持つというところがわれ
ますが、もちろん別に色が変つたもの

とか、あるいは形の變つたものをか、
あるいはこれは贈与でございましてい
つたようなマークのついたものになる
わけではございませんで、一般の児童
と同じような衣料になる予想でござい
ますので、それをよく見て、これは要す
るに贈与の原綿によつて作つた服だと
いうことがわからないようにできるだ
けにしたい。それから一面またこれ
を与えする場合に、学校で他の児童を
前において直ちにそれを与えるという
ようなことではなしに、できるだけ市町
村の役場等に、たとえば父兄を呼んで
渡すということ、児童にはできるだけ
けそういつたことから起る劣等感とい
うものを与えないような方法を講じた
らうというふうな考へております。

○並木委員 大体何人分を想定してお
りますか。

○小林(行)政府委員 現在私どもで計
画しておりますのは、これはまだ最終
的に話し合ひがついたわけではござい
ませんが、百十萬着程度のものが
できるのではなからうかと思ひ
ます。

○並木委員 今なるべく目立たないよ
うに、差がつかないようにという配慮
でございましたが、ぜひその点は気を
つけていただきたいと思います。です
から、私は下着ならかわらないと思
うのですが、上へ出てくるものとす
るとしてもこれは目立たないと思つて
も同じ規格に入つたものが出てくるの
ですから目立つ。できれば冬の寒い
ときに毛のものは下へ着られるよう
にというそういう親心をもつて、しか
も目立たないように、現品で配給する
ならば特に御注意をいただきたいと思
ひます。

これは次官にお伺いしますが、昨日
です。松村文部大臣が、今度のアメリ
カからの無償で贈与を受ける児童の福
祉の増強のための小麦、脱脂粉乳及び
綿花は、場合によつては本年限りのも
のかもしれないという答弁をされてお
りました。私は必ずしもそうじゃな
いと思うのです。あの農産物の協定を
審議する過程においては、たしかあれ
は三年ぐらいいけるのだらうと思つた
のですけれども、その点ちよつと誤解
を招くといけませんからお尋ねいたし
ますが、たとい続いても文部当局とし
ては来年度は断わるつもりなのか、続
いてやる意思があるのかどうかはつき
りしておいていただきたい。

○寺本政府委員 昨日文部大臣が参議
院の文部委員会でこの問題についてお
答へになりましたのは、アメリカの側
で大統領が余剰農産物の処分をする権
限を与えられている法律は三カ年でこ
ざいますが、ただいま国会で御審議い
ただいております農産物に関する日本
並びにアメリカ間の協定は一年限りの
ものでございまして、来年は来年で
食糧に関する国内の情勢、国際情勢、
そこいらとにらみ合せた上で、受け入
れる方が有利だということになれば受
け入れるという建前から、ただいま御
審議いただいておりますのは一年限り
でございまして、そういうつもりで
お答へになったものと考へます。

○並木委員 そうすると、文部省とし
ては積極的に来年も再来年も、少く
も三年間は希望するという意思はない
のですか、受身の形で、もし将来そ
ういうことになれば受けて立つという形
ですか、もつとこれは積極的でないか
らぜひ一つ續いてもう二年、三年間を

フルに活用したいという希望はあるの
ですか、ないのですか。

○寺本政府委員 ただいま国会に提出
されております余剰農産物に関する協
定でござらんを通り、学童用に贈与さ
れております余剰農産物は、こちらで有
償で買い取りますものと一体の協定にな
つております。従ひまして来年度余剰農
産物を買わないときめた場合に、学童
用の贈与の方だけが来るかどうかとい
う問題もございまして、やはり余剰
農産物の購入分とあわせて考慮される
べき問題ではなからうかと考へます。
私どもといたしましては、本年実施い
たしました実績によりまして、よけれ
ば来年も受け入れたらうというように希
望いたしております。

○佐藤委員長 この際お諮りいたしま
す。ただいま農林委員会より当委員会
において審査中の日本学校給食法
案について連合審査会開会の申し出があ
りました。お諮りいたします。衆議院
規則第六十条により農林委員会と連合
審査会を開くことに決するに御異議あ
りませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○佐藤委員長 御異議なしと認め、さ
よう決しました。なお日時は理事と協
議の上決したいと存じますので、委員
長に御一任願ひます。

○佐藤委員長 関連して小林信一君。
○小林(信)委員 今大体並木委員から
質問されたので、私の質問の一つは終
つていふやうでございしますが、なおこ
まかいことをお尋ねいたします。一万
五千俵の綿花をもらつて、加工費はそ
の中から出してまかなうというやうな

お話があったのでありますが、そういう場合の会計面等については給食会以外のものが監査するというようなことになっていくのですか。

○小林(行)政府委員 原稿をアメリカからもらひまして、これを糸につむいで布に織り、さらに学童服にしていくなという面は、文部省としてはいかなるにない仕事でございまして、大抵通産省の方に連絡いたしまして、通産省の方の世話で学童服にしていくなことを考えております。通産省の方でいろいろそういった方の計算もいたしましたし、通産省の方の業者の団体等ともいろいろ連絡して扱い機関も通産省の方で作る計画になっておりますので、文部省としては検査されて、でき上ったものを各都道府県の教育委員会を通じて配給する仕事を引き受けるつもりでおります。

○小林(信)委員 この前の給食問題等では、大豆問題等で非常なスキヤンダルがあったわけですが、だからといってこれは文部省では扱いかねるから、農林省あるいは通産省にまかせるというふうな御答弁ですと非常におもしろくないわけで、やはりそれが文部省という一つの仕事から離れていくような問題であつても、具体的に給食というふうなものが農林省から出るということは私は不賛成なんです。文部省で賁して取り扱ったときに初めていろいろな目的が達せられると思う。給食法の第二条の第四号に単に食生活の改善ということばかりではなくて、生産と配分並びに消費というふうな食糧問題についても理解を与えたいということがあつたから、それが文部省自体においてなされることに私は意味がある

と思うのですが、それはそれとしまして、この棉花の問題にしましても、脱脂粉乳の問題にしましても、先ほどの話を聞いておきますと、日本の業者に何ら圧迫はない、影響はないという御答弁なのです。私はこの洋服は最近の綿製品は低落する状態にあるのは中小企業のこれに従事する人たちが倒産するといふような事情を考えたときに、必ず圧迫がないとは言われないと思うのです。だから単に洋服として着せてやったら、これをくれる側に非常に敬意を表することになるだらうといふような考えばかりでなくて、私は業者に影響のないように持っていかなければならぬと思つております。それから牛乳等の問題についても、なま牛乳の問題が出ましたが、これも私は今さら申し上げるまでもなく、地方の町村等におきましても、酪農家というものが大きな牛乳会社に圧迫されて、せっかくわれわれが作るころの牛乳あるいはヤギの乳といふふうなものが、もし学童に使われるならば多少安くてもかまふんすといふことさへ言つていられるわけなんです。だから日本の在来業者者に圧迫がないといふふうな考えでなくて、先ほど申しましたような第二条の第四号に沿つた生産と配分あるいは消費といふふうな、食糧問題についての理解を高めるといふような観点からすれば、もっと今のそういういろいろな事情を勘案して、そうして日本の実態に沿つて圧迫のないようにすべきだと思つたのです。今並木委員が言われましたが、洋服等も、百十萬着と申しますけれども、私は実に膨大なものだと思うのです。これをもらった子供は——そこら辺のことについても私はまだ質

問しなければならぬ点もありますが、少くとも三年間は着れると思つたのです。今の次官のおっしゃるやうに今後三年間大体こういうことが、継続するといふならば、学童服といふものは——大臣の方はこし一年と言明されたやうであります。とにかくその点が継続するといふやうなことがあるとするならば、これは非常に業者に影響するところなんです。だから簡単に洋服といふやうなことに早く結論をつけたいものかどうか、私はこの点もつと研究して文部省の方でもお答え願ひたいと思つたのですが、さしあつて私が申したいことは、今局長が色が違つていけないし、マークがついていなければならないから差しかえないといふやうな形で御答弁なさつたのですが、これは文部省の主義、政策からは非常に逸脱されているわけなんです。というのは、私たちが今までこの委員会でもつて、たとえば教科書の問題で、生活困難者に対しては教科書を直接配分すべしといふふうなことを申しますと、文部省の方ではあの子供は家庭が貧しいから教科書をもらつたといふふうなことがほかの子供に知られたり、あるいはその子供自身がそういう考えを持つことは非常にまずいから、生活保護費の方にそういう分の金を回して、その生活保護という形から教科書問題と解決するようにいふ形から教科書問題といふことが、今までの文部省の主義方針なんです。そうすると今の洋服問題といふのは非常に違つてくるわけなんです。その点がどういふふうな文部省では態度をお変えになつたのかお伺ひいたします。

○佐藤委員長 簡単に願ひます。

○小林(行)政府委員 いろいろお尋ねの点がございまして、国内の酪農に非常に大きな影響があるのじやなからうかといふ点でございまして……。

○小林(信)委員 そういふことはあとにして今の問題だけでいいです。委員長がお急ぎですから……。

○佐藤委員長 ちよつとお願いいたしますが、実は大臣が十二時二十分まで参議院へ行かなければならぬので、その関係上大臣の質を許しますけれども、簡単にお願ひいたします。平田ヒデ君。

○平田委員 この間二十二日の毎日新聞でございまして、これに新生活運動費のことについて書いてございまして、これは二十一日の閣議の決定事項として教とハエの撲滅運動のこととございまして、この予算八十一億一千萬円が計上されたと報じておりまして、そのうち八十一億につきましては、これはもう御承知でいらつしやいます。けれども、伝染病予防法によります都道府県衛生費の二十億、汚物清掃費の三十三億、下水清掃費と浚渫費合せて十五億、それから労働省の失対費が十三億、合せて八十一億になつております。そのほかに新生活運動費は一千萬円という報道でありました。私は新生活運動費の一千萬円を加えない

でも、汚物清掃費、下水清掃費、浚渫費、失対費、伝染病予防法による都道府県衛生費を合せて八十一億でできるのではないかと申すのでございまして、けれども、この一千萬円をその中に加へられたといふことについて——この前文部大臣がこの新生活運動費といふのは下からの盛り上げる力でもつて処理していくのだ、私は白紙になつてその声を聞いてやるのだといふことを言つておられたのですけれども、そうするとこの一千萬円といふのはちよつと私からないので伺ひたいと思ひます。

○松村國務大臣 あれは何かの間違ひではないかと思ひます。全然そういう話を厚生大臣からも聞いておりません。ただ閣議のあととか何かに厚生大臣から教とハエの退治の大計画をやりたいといふやうな話は承りましたけれども、その予算等について現実に私の方の管理しております新生活運動費から出そうといふことは手頭話もございませう、考えてもおりません。

○平田委員 そうするとまだそれは白紙であるといふことはわかりましたけれども、この新生活運動推進本部といふのはまだ設けていらつしやらないのでございまして。

○松村國務大臣 設けておりません。予算が通りましたらだちに各党との間の連絡、御相談もいたし、それから着手したいと考へております。

○平田委員 それでは安心いたしました。どうかこの前の公約を履行されるように切にお願い申し上げます。

○佐藤委員長 大臣が隣の部屋で五分ばかり話があるそうですからお願ひします。それでは先ほどの関連質問で、

小林信一さん続けてお願いいたします。

○小林(信)委員 当局はお忙しいようですから、簡単に御質問申し上げます。今局長は非常に簡単に御答弁なさったのですが、生活困窮者に対して与えたものは学校給食なり何なり、たくさんあるわけですか。私どもそれは生活保護費等なかでなくて、直接学校で支給するようにすればいいと思

う。私が申し上げるまでもなく、生活困窮者に与える保護費の中に、この中には教科書の分もあるのだ、洋服の分もあるのだ、あるいは学校のいろいろな教材費の分もあるのだと言ったって、困窮者というものはそれを意識して使うというものは絶対ないわけなんです。必ず食う方に回ってしまふわけ

です。だからそういうふうなものはつきり予算の中から分割して、教科書なら教科書を支給する分として出していききたい、こういう考えを言われておったのですが、制度の上からその方が

いいし、また子供たちに劣等感を与えることがあってはいけないというふうな形で、今まで文部省ではこの問題は直接物は与えないようにしてあるわけ

です。しかしそれが今回もし支給されるとするならば、われわれの意向のようになるわけですが、今後あらゆる面についてそういう方途がとれるかどうか、もう一度伺いたします。

○小林(行)政府委員 先ほどお答え申しましたように、これは臨時的な余剰農産物の受け入れということに伴って起ったものでございます。従って従来の教科書、教材費、あるいは給食費等の生活保護の対象になっております

ので改めるということではございせん。あくまで臨時的な措置でござい

ますので、今回は直接これを支給してよいのではないかと、ことにただ直接支給します場合に、そういった卓風感を起させない配慮だけは、先ほど御説明申しましたようないろいろなことで十分とて参りたい、こういうふう

に考えております。○小林(信)委員 それは無償ですか、それとも多少有償ですか。○小林(行)政府委員 これは現在まだ

はつきり確定しておるわけではございせんけれども、一応百十萬のものについては無償ということに計画しております。

○小林(信)委員 その次に向うから来るものは、向うの岸壁を離れたあととは一切こちらの経費だということですが、これには関税はつきますかつか

せんか。○小林(行)政府委員 現在のところつかないことになっております。○小林(信)委員 それが当然の建前だ

と思うのです。そこで前に戻るとありますが、さっき砂糖の問題がちょっと出ておりましたが、この砂糖はミルクに

はどうか私知りませんが、パンを作る場合には使ったはずなんです。それに

ついてはかつて砂糖が配給制度のときには優先的にこれには配給になり、業者はそれを獲得して全部を使わずにそ

れをほかの方に流用するということが、だいたい問題になったことも給食を扱ってきた過去にはあったわけ

です。○小林(信)委員 砂糖は別に考えないということはないはずなんです。父兄の負担になるかあるいは特

別な支出になるかということよりも、砂糖に対しては今後この給食問題を取

り扱うのにどういうふうな扱っていかれるか。免税の問題もあるし、あるいはそれを中に入れていろいろな経費を

考える場合もあると思うのですが、その砂糖についてももう少し詳しく御説明願いたい。

○小林(行)政府委員 御指摘のようにパンを作ります場合に一部砂糖を加えておりますが、これは現在国の方でそ

の経費を持っておるということではございせんので、それぞれ委託加工、パン製造の値段の中に含まれているの

でございまして、国で責任を持ってやるのは、原麦を食糧事務所を通じて配給いたしまして、その府県へ小麦粉が

行くまでのところをございまして、これをパンに委託加工するのは府県負担の方でやっておるわけでありませう。

将来、パンを製造します場合に砂糖を国の方でやるかどうかということにつきま

しては、現在、今直ちにやるといふことは考えておりません。先ほど御指摘もございまして、従来このパン

の製造に必要な砂糖ということ、業者の人がそれを一部横流ししたという

うわさもございしましたが、現在はそれを直ちに国の方で配給するということ

は考えておりません。先ほど御指摘もございまして、従来このパンの製造に必要な砂糖

ということ、業者の人がそれを一部横流ししたといううわさもございしましたが、現在はそれを直ちに国の方で配給する

ことは考えておりません。先ほど御指摘もございまして、従来このパンの製造に必要な砂糖

ということ、業者の人がそれを一部横流ししたといううわさもございしましたが、現在はそれを直ちに国の方で配給する

ことは考えておりません。先ほど御指摘もございまして、従来このパンの製造に必要な砂糖

ということ、業者の人がそれを一部横流ししたといううわさもございしましたが、現在はそれを直ちに国の方で配給する

かかつておったかを開いたことがあるのですが、もうすでに二百億以上の設備費を父兄でもって負担してきたと思うのです。これは私の大づかみのものですから間違っているかも知れませんが、とにかく相当な費用を父兄が率先して出してやっているのです。しかも理想的なものを考えれば経費がますます問題になってくるわけなんです。今のような予算措置は、そういう山間僻地の最も重視しなければならぬところに恩恵が向いていかないじゃないか、こう思うわけですが、いずれもまたそういう詳しいことはいろいろ御検討をお願いしたいと思います。

そこでもう一つ伺いたい。今までもよくあった例ですが、農村あたりで災害を受ける、病虫害が発生したとあるいは水害等の影響を受けて、そのために欠食児童がたふさんできて、救急の給食措置を要望されることがあるのです。これに対して、こういう脱脂牛乳や小麦がたふさん手に入るといふときに、特別な準備をもってそういうふうなものに対処するというふうな方策を講ぜられておるかどうか。

○小林(行)政府委員 災害等の場合の欠食児童対策ということでございますが、学校給食は本来いわゆる欠食児童対策ということではございませんで、学校教育計画の一環としてやる、あわせて食生活の改善ということを重視しておるのでございます。本質的に申せば、欠食児童の対策ということはやや違っておると思います。しかし、いろいろ災害等で欠食児童が生ずるということになりますと、これは非常に重大なことでございますし、あわせてそういう欠食児童に対する対策として、こ

の給食ということが重視されることになりますれば、文部省としても当然考へなければならぬことでございます。実は昨年あたりから非常に問題になりました北九州の炭鉱地帯の欠食児童に対する対策あるいは北海道、青森等の冷害地帯に対する対策というふうなことにつきましては、文部省でもいろいろ配慮をいたしまして、生活保護の適用をなるべく広く受けさせるというふうなことで、ミルクの配給をこういった地帯の欠食児童に対しては本年の一月から行なっておるのでござい

ます。それから学校給食の施設設備、これは学校給食をしていないところは、欠食児童の対策として給食を行うことはできませんので、そういう災害地帯の方にはできるだけ早く学校給食を開始することによりまして、そのために特別に施設設備の補助金を出すというふうなことも、実は行なつたのであります。

○小林(信)委員 確かにそれは給食の問題とは違ふかもしれませんが、やはり食生活の改善も何も問題じゃない。食っていかれないという場合に文部省に頼み込むわけですか。しかも緊急を要する場合、何もほかに措置する道がなければ、結局文部省に泣きつくわけでありまして。しかし泣きつかれて、文部省はその場合相当今までのいろいろ手を尽くしてくれたはずですが、しかしこれは給食がやってくれたわけですから、その場合に施設がないから、現品を送っても、どうしようもないんだというふうなこともあったけれども、あろうがなからうが、小麦粉を地方へ持つていって薄焼きにしてでもやつて食べさせてくれということもあつたわけ

でありまして、私たちはその文部省の取り計いに対しては非常に感謝しております。しかしそれをこれは筋が違ふというのではなくて、もっとすぐに応じ得られるような対策というものを、やはり筋が違ふとかどうかというものでなくて、すべきだと思ふのです。もし筋が違ふのなら、それ以外の道を考へてやつてほしいと思います。

それから給食の設備というふうな問題は、やはりこれはそういうところに限つて設備がないので、実施しておられないのです。だから文部省へ行つていろいろ話をする場合に、すぐこの問題が障害になるわけですが、これは一つもつと障害にならないように施策してほしいと思います。今の局長の御意見であれば、そういうところに給食を実施させておいて、そしていざという場合に困らないようにするというお話であります。それがなかなかむづかしいのですが、それを私たちはもっと適切な方途を講じていたきたいと思ひます。

それから最近栄養士という栄養を扱う専門家がたふさんに養成されつつあるわけなんです。学校給食は先ほど次官もおっしゃつたように、失業救済というふうなものをかねたり、あるいは好意を持つて父兄が協力して、炊事一切をやるといふようなところが大体の形である。先生たちの過重労働によつてきておるわけでありまして、もっと専門家をいれるということも必要だと思ひます。それを入れたところとも必要ももちろんありますが、もつとこれを合理化して、何か法的にこれを取り扱つていくというふうなことは、今後考へられないのかどうか、それをお伺

いたします。

○小林(行)政府委員 御承知のように栄養士は資格から申しますと、大体厚生大臣が許可を与えるというふうな専門的なものでございまして、給食を実施する学校に栄養士を置いていくということができれば、非常に理想的だと思ひますが、いかに現在の財政状況では、そういう面まで期待することは無理ではなからうかと思つております。ただ大きい学校では、だんだん最近では栄養士を置いておるものもござい

ます。現在では大体七百八人程度のもので置かれておるような資料がございしますが、文部省といたしましては、なるべく栄養士を理想的にはほしいのでありますけれども、できれば学校の先生の中で、そういう栄養的な方面の知識を相当持たれて、栄養士のやるといふようなことも大体理解して実施できるような指導並びに養成をしたいというふうなことで、栄養に関する講習会等も実施いたしておるのであります。

○小林(信)委員 ここが非常に問題のところ、大体先生は必ず引っぱり出されて、しかもカロリーの問題については責任を持たなければならぬし、衛生設備、そういう方面については、今のところは学校給食においては先生らも責任を持つてやつておるわけなんです。ところがそういうよい先生は定員を認められるかと申しますと、だんだん減員されるようなことで、なかなか先生たちは手が回らない。そこで専門家というものがどうしても必要になつてきて、余裕のある町村では、PTA等の費用によつてまかなつておるやうです。しかし栄養士自身からすれば、また学校の教育という仕事に携わつておる。だから先生と同じような待遇をほしいということがぼつぼつ起きているやうです。もしそういうことができるのなら、栄養士も進んで学校給食のために出てくるのではないかと思ひますが、いかがですか。

○小林(行)政府委員 先ほど申し上げましたように、栄養士が給食実施校に非常に普及するということは、給食実施の上から申しますと非常にいいことで、理想的なことだと思ひますが、なかなか現在の市町村の財政状況では、そこまで行かぬものと思ひます。文部省といたしましては、先ほど申し上げましたように、できるだけ栄養士あるいはそれに代わるものが置かれるやうに指導をしていきたいと思ひます。今後財政状況が許す町村に対しては、できるだけ正規の資格のある栄養士を置くやうに指導をし、また援助をするやうなことも考えたいと思つております。

○平田委員 関連して。ただいまの御質問に関連いたしまして、管理局長にお尋ねいたしますが、砂糖の問題、先ほど並木委員の方からお話がありましたが、私も、私こんな実例を知つておりますので、ちょっと申し上げてみます。数多い児童の中にはミルクを大へんきらいまして、飲むと吐いたり下痢をしたりする者が多いのでござい

生の目をごまかしておるのがおります。それから欠食児童で、お金さえ払えないという子供もいるのに、こういう子供もおるわけがあります。それから私がこれは場所を申しせんけれども、あるところには参りましたら、下水がまっ白になっておりました。同行の人にこれは一体何でしょうと聞きましたところが、これはアメリカのミルクですと言われた。これは飲みたくないから流したわけです。子供にちよつと聞いたことがあるのですが、あんなうまくないものはないと申しておりました。食生活の改善という意味がありま

り、そういうことのないように、きらいなものはいくらでも、それならば、さつき並木委員も言っておられましたけれども、砂糖を入れて加工してやるのか、これも小林委員が申されましたが、養士の頭の問題だと思ふのです。た

を置いて、たゞいま御指摘をいただきましただけで、ほんとうにおいしくちやうだいできるというように、学校給食に従事職員の方が工夫し研究してもら

は、文部大臣が御出席にならなければ、文教について基本的な国策について私ども質疑をすることができないのであります。従つてこの点は十分お

たところが、当委員会はい体どういうわけであつたのか、あなたは今新聞記者会見において、当委員会を全く抜きにして具

ごまかしたり、下水に流してしまつた

でございませう。親ががんと子供を叱りつけたあげくに、子供にござい

に限りませう。食事一般を通じて、た

に對して文部大臣は、私はまだ教科

のままだと申し上げてみたいと思ひます

ら、僕も自分で見ていないけれども、そういう難多なものであるならば、そういう際に一本になるように検討すべきじゃないかなあというようにお聞きを申し上げました。大体その程度の話をしていただけたらと思います。もう一つ何か申したかもしません。〇都道府県単位で一つにしたらどうかということじゃないですかと呼ぶ者あり。これは全くそういう話も聞くというだけで、都道府県単位でやるという具体的なことは、決して私は申したのでございまして、ワタを白紙で、今言ったような、できるだけ安くもした方がいい、こういう意味のお話を申したのでございまして、それからいろいろ推理されました、ああいう問題でありますので、大きく取り扱われたというわけでございます。従いまして、これを端的に申しますれば、先般——だいたい前でしたが、ここで申し上げました白紙の上で検討する必要があると申しましたその範囲を逸脱してないものであることを御了承願いたいと思います。

〇野原委員 そういたしますと、朝日新聞それから毎日新聞、読売新聞は大臣との記者会見として報道をし、しかもその記者会見の報道に基いて、本日はことごとく社説を掲げておるのであります。しかもある面のごときは連日にわたって解説記事も掲げておるのでございますが、これらの大新聞が記者会見として報道しておりますあの事柄は、大臣としては事実無根とまでは言われなくても、確実性を欠いておるものである、そういう面があるとお聞きになってお考えでございませうかどうかお尋ねいたします。

〇松村国務大臣 それはよくごらん下さいますと、記事はまちまちでございませうけれども、どれも大体先刻私が申しましたその範囲内のごときを推理して書いてありますので、あの話の範囲内であると私はさっと見ておるのでございませう。それが教科書というもののあり方については言論機関でも重視いたしておりますから、それでそれについてのおのりな議論、解説が出たと思ひますので、それ以上の具体的ことを私が申したのではございませう。あの論議、解説も私一応目を通しました、大体そういうような意味から出ておることと考へておるわけでございます。

〇野原委員 そこではつきりいたしましたことは、大体において新聞が報道しておることは間違ひじゃない、こういうことであるかと思つたのでございませうが、私はあの大新聞の報道した事柄をまとめると、大体四つになるのではないかと考へております。

第一は、今日の教科書制度については、法規についての何らかの中心を加えなければならぬ、法規について改正する面があるように思ふということが一つ。それから第二は、値段が非常に高いから、値段の高いということについて検討を加えてみる必要を感じる。それから第三点は、都道府県という点についてはおっしゃられないようでございますけれども、すべての新聞が取り上げておりますことは、あまりにも教科書出版会社が多過ぎて、そうして一つの種類の教科書が何十種類にも上つておることは好ましくないから、種類を整理統一する必要があるのではないか。それから第四点としては、検

定調査員の問題で、検定調査員というもののごとく公開されてない、このことは好ましくない、こういうふうなことになる参りますと、これは明らかに大臣としての教科書制度についての再検討の具体的構想であります。あなたが何とおっしゃりましたようにも、新聞記者が質問したからこういうことを言つたんだと言つておると思ふのであります。本委員会は教科書の問題はきわめて重大である。私は今日わが国の政治における最も根本的な問題は教科書の問題だと考へる。国民の教育は教科書でやるわけでございますから、従つて私どもは勝頭この委員会が大臣の具体的な構想見解を明らかにしてくれ、そうしてそういう大臣の考へ方があるならば、各党とも、あるいは党内に持ち帰り、あるいは本委員会でも審議をして、十分意見を戦つて、間違ひのない教科書を作る方向に持つていこうじゃないかとまで申しておるのに、大臣はそれのときには全く口を結ばれておつしやうなかつた。新聞にはそういう点は、推測があるいは誘導新聞が何か知りませうけれども、堂々と出されておる。私はこれはきわめて遺憾に存するのであります。しかしながらこういうことを申し上げてもどうかと思ひますから、この点については遺憾の意を表しまして、すでに大臣がこの委員会を無視しておるとは申しませうけれども、本委員会としては、私個人としてはきわめて不満なものを感ぜながら、ただいまのあなたの教科書制度の改正についての四つの具体的な考へ方について、お尋ねをいたしたいのであります。

〇松村国務大臣 お話でございますが、今お示しになっておる四つの点はワタの問題でございまして、内容を申したのではございませう。ただこのうちで内容に触れると申しますならば、検定の委員を、これはむしろ公表した方がいいじゃないかということをおっしゃつて申したそれくらいが、内容に触れるものというわけでございます。このことはそういうふうにかねがね思つておつたものだから、ついそういうことを申したわけでありませう。そういう次第であることを御了承願いたい。

高いというのはどういうことか、こういう御質問でございますが、これはもちろん比較の問題であつて、どこまでが高い安いということではございませうけれども、しかしこれは安くできないならば安くする方法は考へられる。たとえばお互いに売り込みの競争などにより無用の経費を使うよりも、それを節したならば非常に合理化するということもな点もありませうし、それから価格に關することやございませう、それと同等の結果を来しますことは、できるだけ教科書をしよつちやう変えなさい、兄の子に使つたものはすべてその次の子供にも使えるというふうなことで、非常に経済になる、そういうことが出来るものかできないものか、こういう検討を必要とするんだという

が高い、こう言われるのでございませうが、この点についてさらに再検討を加えなければならぬ、こういうお考へのようにございませうが、一体どういうわけで今日の教科書は値段が高いと大臣はお考へてありますか、一つ本日は突つ込んで見解をお聞かせいたしたい。

〇松村国務大臣 お話でございますが、今お示しになっておる四つの点はワタの問題でございまして、内容を申したのではございませう。ただこのうちで内容に触れると申しますならば、検定の委員を、これはむしろ公表した方がいいじゃないかということをおっしゃつて申したそれくらいが、内容に触れるものというわけでございます。このことはそういうふうにかねがね思つておつたものだから、ついそういうことを申したわけでありませう。そういう次第であることを御了承願いたい。

高いというのはどういうことか、こういう御質問でございますが、これはもちろん比較の問題であつて、どこまでが高い安いということではございませうけれども、しかしこれは安くできないならば安くする方法は考へられる。たとえばお互いに売り込みの競争などにより無用の経費を使うよりも、それを節したならば非常に合理化するということもな点もありませうし、それから価格に關することやございませう、それと同等の結果を来しますことは、できるだけ教科書をしよつちやう変えなさい、兄の子に使つたものはすべてその次の子供にも使えるというふうなことで、非常に経済になる、そういうことが出来るものかできないものか、こういう検討を必要とするんだという

ようなつもりで申したことでございませう。

〇野原委員 単なるワタを言つただけであつて、内容については実はこれから研究するんだ、こういうお考へは、私はちと大臣としてはその御答弁はどうかと思ひます。またこの委員会ですういふ御答弁をあなたがなさつて何日かすると、新聞記者の質問にまた内容について御答弁があるのではないか。私はどうもそういう点がつきり言つてはがゆい。もつと勇敢におつしやつていただきたい。私どもは決して、大臣がこう答弁したからその言葉じりをとらえて、どうのこうのと申すという狭い量見は持つておりませう。従つて、値段が高いとあなたが考へられるならば、どういうわけが高いのだからかというところは、大臣としては当然お考へになったであらうと思ふ。なおまた事務局にはその道の責任者もおり、専門家もおるわけでございますから、私は少くとも教科書の問題が、この数年來国民の大きな教育上の問題として取り上げられておる限り、大臣は値段について、一体どういふわけで高いのだからかということをお考へ、そういう文部当局の事務關係の責任者の方々に、これはお尋ねにならなかつたとお考へにならなかつたと思ふ。これはお尋ねにならなかつたと思ふ。もう少しその辺について突つ込んで御見解をお聞かせいただきたいと思います。

〇松村国務大臣 ただ概念的に申し上げただけでございませうが、責任者といひまして、その内容をなすものは十分事務的に研究をいたし、そして手続も踏まなくてはならない。しかしある程度の案を得ましたならば、これは世

論に聞かぬ方が私はいいと考えておりまして、どこまでも決して発表しないでやるといふような考えは持ちませんけれども、実際今私は内容として持つてゐるものはいさゝか持っています。持っています、それは私見にすぎませんで、それを申しますならば、かえつて世間を迷わすかも知れません。従つてこれはある程度検討いたしまして、世間の批判を聞き、それから、もちろん議会有りますれば、議会の御批判も承わるといふことにいたしたいと考えているわけでございます。

○野原委員 世論に聞かぬといふことは、議会の意見を聞くといふことだけではない、どういふような方法で世論に問ひになるというお考えでございますか。

○松村國務大臣 これは、もちろん議会有りますれば、大體話が進みますならば、この委員会などで構想を申し述べ、あわせて世間にも発表したいと思ひます。議会有りまされんときでも、この委員会に諮問いたし、同時に新聞などを通じて、社会に発表して批判を得たいと思ひます。

○野原委員 そこで値段が高いといふ問題でございますが、今日の検定制であるから値段が高いとお考えでございますか。それとも検定制であつても、何らかの施策の打ち方いかんによつては、この値段は安くできるのではないかと、そういうお考えをお持ちになられたことはございせんか。

○松村國務大臣 私は検定制であるがゆゑに高いとは考えておりません。それとこれとは全く別個の問題でございます。高い安いといふようなことにつきましても、これは今より安いほど

いいわけでございます。それについて努力をいたすことは当然のことであるかと考えます。

○野原委員 検定制であるから高いとは言えないといふこととありますと、どういふわけで値段が高いのございせんか。

○松村國務大臣 それは検定制のためには高いのではありませんで、たとえば、これは販賣の關係の経費、あるいは運賃、あるいは用紙、資金、利息等いろいろの面から高くなつて思ひますが、今高い原因として申したのは、ただ例に申しただけで、そうだと申すのじやございせんけれども、そういういろいろな原因が総合することと思ひますから、それは一つ深く検討いたしませんと、どこからどうすればいいことは申されませんが、無条件でたゞいままでのようではないかといふことは言えませんが、これは一つ白紙の上に立つて検討してもらいたい、こういうふうな考えをしております。

○野原委員 つまり宣伝費がかかるから高いんだ、これも一つ、それから運賃のついてもこれは考えなければならぬのではないかと、これも値段が高い原因の一つになるかも知れぬ、それから出版会社の融資の問題、出版会社は著者が執筆したとしてから検定をして、そうしてそれが展示会によつて採扱され、そうしてその採扱に基いて子供が金を出して、金が出版会社の手元にあるまでは何年間かかるわけですか。しかも莫大な資金、これが高い金利のものを借りておつたのでは、これは当然その金利が定額の上に加算をされるわけでございますから、これも一つ高い原因ではなからうか、こう

いふようなこととありますから、どういふわけで高いんだらうかといふと、きつめて一部分ではございするけれども、大臣としてはたゞいま私が確認をいたしましたような事柄を申されたと思うのであります。そこでお尋ねをいたしますが、たゞいま展示会が開かれておるのであります。本日から私は思ふ。私もこの展示会については、常設展示会になせしないかといふことをこの数年前から、当文部委員会としては文部当局に要求をしてきたのでございしますが、また本年も一週間の間は十日間だけ形式的な申しわけの展示会だけで終るのでございするが、この展示会の費用については一体だれが負担をしておるのか、お尋ねいたします。

○寺本政府委員 今主管局長、課長が行政監察委員会へ出ておまして、この問題の証人として多分証言をしていられると思ひますから、後刻詳細取り調べましてお答えいたしたいと思ひます。

○野原委員 私は決して、これは松村文部大臣の責任であるといふような立場でお尋ねをいたしておるのではないかと。今日までの文部行政について不満であるから私は言つておるんです。私もこれはこの展示会についても、たゞいま申し上げましたように常設展示会といふようなものを、都道府県あるいはその他中小都市以上のところぐらひには置いて、年がら年じやう教員なりPTAなり教育関係者なりに、教科書についての比較検討の機会を与へることができれば、悪い教科書といふものは自然淘汰される。このことはもう教科書についての学識経験者がごとごとく今日まで指摘してきてお

つたのであります。それがされてない。しかも、答弁がございせんけれども、私の知る限りでは展示会についての費用は、出版会社が持つておるやに聞いたのであります。そういたしますと、運賃についても考えてくれな

い、展示会の費用すら出版会社に持たせる、金利についても——これは国の重要な国策である教科書の金利、そういう資金の操作についても、政府は何らの便宜を今日まで与えてきていないといふようなことになつて、そうして値段は高いんだ、今でもこういうことを言つて、値段が高いといふこととこれは別でございまして、けれども、検定といふことと結んで、今日の新聞からこれを取り上げておる。国民のすべてが検定本だから高いんじゃないやなからうか、こう言つておるんです。これが常識なんです。

そこで私は次に聞きたいのは、検定を廃止して、国定に向へといふ素朴な国民の意見が出て参りますので、その素朴な意見に迎合して、ある一部の候補者の諸君が、この前の選挙のときに実はじやんじやん宣伝しておられた、こういうことで検定が国定かといふことがやかましくなつてきてい

うことが真相であります。従つて私は、政府として値段が高いという御判断がなされたならば、この値段の高いのは今日の政府当局によつて何とかして安くできる道があるのではないかと、いふことを、文部当局は当然考えられなければならぬと思ひますが、その辺についていかにお考えでございますか。値段が高いのは今始まつたことじやございせんので、どうしたら一体値段が安くなるかといふことを、真剣にお考

へになったことがあるのかないのか。ないとは思ひませんが、あるでございしようから、一体どういふ方法をとるべきであるとお考えになつておられますか、お尋ねいたします。

○松村國務大臣 お話のような次第でございまして、私はただお尋ねでしたから例としてそれだけのことをあげてみたのでございします。従ひましてお話のようないふことについては、この機会に何ゆゑに教科書が高くなるかといふ原因をすべて十分に検討いたして、そしてそれを除去するといふことに最善の努力をいたしたいと考えているのでございします。

○野原委員 教科書問題で二番困つておりますのは、教科書を購入することのできない貧困な家庭のこととあります。貧困な家庭は実は本を買うことができず、学校に上げることが不可能な家庭がたゞさんある。單に九州の炭鉱だけの問題じゃないのです。今日の日本民族の貧困性といふものは、実にそれは根が深く、幅が広いわけなんです。そういう貧困な学童へ何とかして教科書の無償配給を——五億円あればできるやうでございしますが、ああいふ千編一律的な無償配給よりも、こういう教科書を購入することのできない貧困の毒な子供たちに、五億あるいはその二倍の十億程度の金があれば、国のあたたかい手によつてその本を贈ることができるのじやないか、こういう点についてお考えになつたことはございせんか。

○松村國務大臣 これは財政の都合で、御承知の通り特別な助成は一切やめましたから無償交付できませんが、これはせひ近い機会に復活いたしたい

と考へております。しかしながらこの復活をするときに、前と同じやり方をいたしますか、これにさらに検討を加えてやりますか、そこはよく考へてやらないでならない、このように考へておるわけでございます。すなわち今は一律に教科書の無償配付をやっております。これが全部の人に無償でやればいいけれども、そういうわけにもいかないとなれば、一年生だけの前からの制度がいいのか、それからまたほんとうに困る人だけに上級まで行き渡らした方がいいのか、こういうことはよく慎重に研究をいたして最善の方法をとりたいと考へております。

○野原委員 そのことはぜひとも来年度の予算ではお考へいただきたいものだと思うのであります。

そこでこの値段の高い問題は、これは大臣もたまたま申されましたように、運賃について、あるいは出版会社に対する低利の融資について、あるいはまた宣伝費の問題がありますが、これは行監でも取り上げているようでありますが、展示会の常設的なものを置くことによって、いかに出版会社が宣伝をして、父兄なりその他良識のある教育者諸君が、十分に長い時間をかけて比較検討すればよい本が入る。これは自然淘汰ができるはずで、そういうことで私はこれは相当、二割あるいは三割、四割ぐらいの価格について引き下げというものは可能ではないか、政治のやり方いかんによっては可能ではないかと考へておるのであります。

そこで第二の質問でございますが、御承知のように教科書制度についての法規は、昭和二十三年に出されました

教科書発行に関する臨時措置法だけでございますが、この法規の改正を大臣は新聞記者諸君に説明をされたのでありますけれども、法規改正についてはいつお出しになる御予定でございますか、お尋ねいたします。

○松村國務大臣 それは教科書を再検討いたして同時にこの法規も検討をいたして、そうしてその全体の方策がきまつたそのときに議會へ提案いたしたいと思つてございます。でき得るならば次の通常議會までにその結論を得たいものだ、それを目標に努力いたしたいと考へます。

○野原委員 次の通常議會に発行に関する制度についての法規の原案を出したい、こういう用途でございます。と、これは私は相當責任のある諮問機関あるいは世論に問うたしまして、教育者の団体あるいは国会その他いろいろな機関のそういう意見を、大臣は総合されなければならぬものと思つてございしますが、具体的な御方途でもありましたら承わりたいものだと思うのであります。

○松村國務大臣 それはまだ方法等は明確にきめて申し上げるまでには行っておりませんが、私といたしまして世間ではもういろいろの意見が出ておりますから、これらを十分事務的に検討いたして、そうして単に教科書をいかにすべきかという諮問でなくして、こういうふうにするればどうかというふうな諮問をいたしましたならば早く結論を得る、そういうふうにいたしたいと自分としては考へておるわけでございます。

○野原委員 大臣の新聞発表から受ける私の結論は、どうもあなたの政党的

民権國管とそっくりであります。大臣は民権國管というものを御予定になつておるのでございますか、これはいかがですか。民権國管というように、つまり編さんには民間団体にやらせるけれども、國が管理をするのだ、こういう考えを具體的構想の四つの面から受けるのでございますが、その辺はどうお考へてございますか。これは率直に一つお聞かせ願ひたいのであります。

○松村國務大臣 絶対にそういうことを考へておりません。これは全く白紙の上に立つてこれから研究をいたそうというわけでございまして、今そういう目ざすところを予定して、そうしてそこへ持ち運ぼうというふうなことは考へておりません。

○野原委員 大臣の御所屬であります民主黨は、教科書の問題については、どのような政策をお立てになつておるのでございしますか、お尋ねいたします。

○松村國務大臣 個々の意見は幾つもありましようが、これをまとめて黨議といたしたものは私まだないと心得ております。

○野原委員 港間政務調査会では中曾根君、田中久雄君等が原案を出して慎重に検討をした結果、民権國管をもつて正しいとするという結論を得た、これはもうすべての新聞に報道されておりますが、間違ひでございしますか。

○松村國務大臣 それは私どもの承知するところでは、まだ試案の域を脱しないのでないか、党としては決定いたしました案ではまだないと心得ておるのでございします。

○野原委員 そこで第三にお尋ねをいたしたいことは、あまりにも教科書の

種類が多過ぎる、私もこの点は率直に言つて感じておるのであります。一年生の国語の本だけでも実はどれだけあるか、これは私自身も知りません。ずいぶんあるようであります。この点いかに考へてみますか。

○松村國務大臣 実はありていに申しますれば、あなたのおっしゃるところと同じことなんです。非常に多い。多いが、さてこれをどうすれば無理をしないで整理ができるか、そうして検定教科書としてどうすればそれらの整理ができるかというところは、非常に困難な問題であるが、これはやらなければならぬ。そこにこれからの研究の重点が置かれなくちゃならぬと考へております。

○野原委員 種類が多いからこれはどうして整理をしなければならぬ。ただしその方途は考へないと、いろいろの問題があるから整へには言えない、まことにごもつともだと思つております。ところが実はここに問題があるのです。私もこの問題はいろいろ考へてみたのでございしますが、種類を整理統一することになれば——たとへば国語の本が二種類に整理統一されたと仮定いたしますと、これはやはり二つの種類の国定教科書ができたということになるのではないか。大臣は国定教科書は、これは教育の統制であり、思想統一であり、しかも政党的教育支配というふうなおそれもあつて好ましくないと言われるが、私はまことに傾聴すべき御意見だと思つておるのでございします。この点は敬意を表しておるのでございしますが、実は二種類に

國が制定をする、二種類の国定教科書ができた、国定教科書は何も一種類

とは限りませんからそう思われるのでございしますが、そういう非難に対して、大臣の国定教科書の範圍と一体どう調和してお考へになられるおつもりか、お尋ねをいたします。

○松村國務大臣 そこに非常にむづかしいところがありまして、この間も、これもしつかり自信を持つて申した内容ではございせんが、新聞には出ておりましたが、その採用の範圍、区域を広くするというようなことが、これも一つの整理の方法でなろうか。それをこの間私が府県単位というふうな言葉を使つたものと見えまして、新聞にはそう出ておりましたが、これは決して私が、それがいいといつて申したわけではございせん。これらの区域を広くするというのも、教科書を少くする一つの方法で、自然の方法であるかのごとく考へますが、これはただ思ひつきの範圍にすぎません。

○野原委員 この問題は、これは今後値段を安くしようとして、じゃ種類が多過ぎるから、何とかこれは数を限定しようとして参ります場合に、大臣もその必要性をはつきり痛感しておると申されたのですが、あなたのその必要性を満たしていく場合に問題になる点です。二つの種類にすると、これは国定になる。三種の種類の国定ということもあるわけでございます。で、このことと思つてございしますが、これは大臣としても十分お考へいたされたか、大臣だと思つてあります。實質的に国定教科書というものを御反対でございしますならば、実はそういう懸念のあるような方向に参ることのない考へをしなければならぬのではないかと。むしろ

私はここで積極的に意見を申さしても
らえるならば、この教科書の検定の基
準を何とか一つ考えて、内容の充実し
た方向にこの検定を進めていく、そう
なりますと何も二種類、三種類ではない
のだ、これは自然に種類というものは
限定されるでしょう。だから国が何種
類にするというようなことをきめるの
ではなしに、国語なんかは十五種類に
なるかもしれないが、内容というもの
を相当厳選を加えて参りますと、こ
の問題は何らかの解決が見出されるの
ではないかとも思っておるのであり
ます。

そこで検定調査員の問題ですが、こ
れは御承知のように、大臣も申されて
おりますように秘密になつておる。こ
れは何とかして公開しなければならぬ
ということでございますが、どうい
うわけで調査員を今日まで公開しない
来たのか。そのことについてはどうい
う御所見をお持ちでございますか、
あらためて伺いたいす次第であり
ます。

○松村国務大臣 これを従来秘密にい
たしましたことについては、また相当
の理由もあつたと思ひます。たとえ
秘密にやりますと運動、請託が行われ
ない、公けにしておくことが行われ
やすいというふうな見方もできますの
で、公正を期する一つの方法として考
えられたことと思ひます。しかしそれ
がいいか、公表をしてそして検定に責
任を持たせるのがいいかは、これは
研究を要することと思うのでござい
ます。

○野原委員 時間がございませんか
ら、私の質問を終わりたいと思ひます
が、いい本を安く、このモットーで教

科書について私どもは考えていかな
ければならぬと、率直に言つて思つてお
るのであります。従つて大臣は、私は
この問題についてはある特定の人が質
問をしたから自分の本音を吐くのだ、
こういうことではなしに大臣として
は、もう委員会が開かれておるのでご
ざいますから、その都度文部委員会に
こう思うがどうかだろうか、これはも
う私は仮定の上に立つていいだろうと
思うのです。責任のある政党の委員諸
君でありますから、私どもが解決でき
ないものは党に帰つて検討いたします
し、そうしてすべての政党が、今日国
民の間で大きく問題にしておるところ
の教科書について、もつと積極的な意
見が政党自体の中からわき起つてく
るような方向に持つていくべきではない
か。しかも国定本がいけないというこ
とはもう定評であります。これは教育
の思想統制のおそれがございしますか
ら、検定制度を進めるとしても、そう
いうような積極的な御意図を持つて今
後お進みになるお考えでございしますか
どうか、御所信のほどが承りたいの
であります。

○松村国務大臣 きわめて熱心なお話
を承りました。これには各党の皆
さんもぜひ一つ御協力を願ひまして、
最善の方法を取りたいものだと思つて
ございします。それにつきましては、
私責任者といまして盛心坦懐にい
ろいろの御意見も承わり、私どもの考
えも申し上げまして、そうして最善の
結果を得たいと心得ておりますから、
どうかよろしく皆さんの御協力をお願
いする次第であります。

○佐藤委員長 本日はこれにて散会
いたします。次回は公報をもつてお知ら

せいたします。

午後一時二十六分散会

昭和三十年六月二十五日印刷

昭和三十年六月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局